

健康福祉

健康増進課からのお知らせ

●健康増進課 ☎(24)5770
 ●7月は一愛の血液助け合い運動1月間です
 夏季は、長期休暇などのため学校や企業、団体からの協力が得にくくなります。ご協力をお願いします。

●妊産婦さんのおもいやり駐車スペース利用証
 6月から妊産婦さんが利用できる期間が、妊娠7ヶ月から産後1年までとなりました。ご利用を希望される方は、母子手帳を持ってお越しください。(交付窓口)健康増進課障がい福祉課、田沼・葛生行政センター

●フツ素塗布

虫歯になりにくくするフツ素塗布を行います(要事前申込)。▼日時 8月7日(日)午後1時~3時 ▼会場 休日歯科診療所(大橋町) ▼対象 満2歳~小学生 ▼費用 300円
 ▼申込 7月25日(月)までに、お近くの佐野歯科医師会会員の歯科医院へ

●歯科相談

歯科衛生士が歯の健康状態に応じたアドバイスをしします(無料)。▼受付期間 6月~1月 ※詳細は市ホームページから確認するか、お問い合わせください

●歯周疾患健診

▼検診内容 問診および歯の状況、歯肉の状況、口腔清掃状況など ▼受付期間 6月1日~2月28日(医療機関の休診日は除く) ▼対象 平成28年4月1日現在40・50・60・70歳の方
 ※対象者には今年度よりお送りしている健康スタートブック(冊子)に受診券が入っていますのでお持ちください。

●乳幼児健康診査

8月に健診対象となるお子さんに通知をしています。日程の都合が悪い場合などがあればご相談ください。

もしも急病になったら

保険証やお薬手帳を必ずお持ちください。

●休日・夜間緊急診療所

☎(24)3337
 ▼診療時間 休日午前9時~

午後4時30分(正午~午後1時30分は除く)、夜間午後7時30分~10時30分
 ●休日歯科診療所 ☎(24)7575
 ▼診療時間 午前9時~正午(日曜・祝日のみ)

佐野市民病院 市民講座

市民病院A棟5階の研修室で開催します(無料)。
 ●知っておきたい!大腸がんの基礎知識 大腸がんが増加しています。大腸がんの予防、早期発見、治療方法など最新の情報をお話します。▼日時 7月7日(木)午後4時~5時
 ▼講師 固武健二郎医師(栃木県立がんセンター名誉研究所長) ■申込 地域医療連携室 ☎(62)9024

●成年後見人制度の勉強会

高齢になり判断力が低下したため、成年後見人制度について知っておきましょう。▼日時 7月11日(月)午前10時~11時30分 ▼講師 菊田毅弁護士(栃木県弁護士会) ▼定員 先着30人(無料) ▼申込 地域包括支援センター佐野市民病院 ☎(62)8281

アルコール家族教室

▼日時 7月22日、8月26日、9月23日、10月28日の各金曜日(全4回)午前10時~学習会、10時30分~家族ミーティング ▼会場 安足健康福祉センター(足利市)
 ▼対象 飲酒の問題やアルコール健康障害が心配される方のご家族
 ●公開講座「回復者から学ぶ」▼日時 11月11日(金)午前10時~正午 ▼会場 同センター ※公開講座はどなたでもご参加できます。
 ■申込 同センター ☎0284(4)5895

身体障害者巡回相談

▼日時 8月25日(木)午後2時~4時 ▼会場 田沼保健センター(田沼中央公民館内)
 ▼内容 専門医による肢体不自由に関する診察、身体障害者手帳交付、補装具交付についての相談 ▼費用 無料
 ■申込 7月29日(金)までに、障がい福祉課 ☎(20)3025・FAX(24)2708

誰だってまあるくなれば縁がある

幸せのお手伝い **結婚相談所**

秘密厳守・相談無料
 ハッピータイム 佐野北支部 (予約制) 0283-85-2443 / 090-7638-3696

初婚・再婚・中高年・母子家庭

楽しく仲良く熱心に勉強しませんか?
 \36年の信頼と実績/
 高校生...英語・数学・物理・化学
 中学生...英語・数学・特別補習(5教科)
 小学生...英語・佐高付属中受験対策

LSE英語教室 LSE数理教室
 ☎21-1212(午前9時まで) 金下教室 24-1659
 080-2126-0948(尾花) 金富岡教室 23-6463
 三好教室 62-1847

後期高齢者医療制度のお知らせ ～75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上の方～

●被保険者証を発送します

現在使用している後期高齢者医療被保険者証は7月31日が有効期限です。

7月下旬に新しい被保険者証を発送しますので、8月1日からは新しい被保険者証を使用してください。

●減額認定証も更新されます

以下のいずれにも該当する方については、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時には食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と同封してお送りします。

- ・過去に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがある方
- ・平成28年度の住民税が世帯全員非課税であると事前に確認できた方

世帯全員が住民税非課税の方で減額認定証の交付を受けていない方は、随時申請を受け付けています。希望される方は、被保険者証と印鑑をお持ちのうえ、いきいき高齢課(1階)、田沼・葛生の各行政センター、及び各支所で申請してください。

●保険料の通知書を発送します

平成28年度の保険料通知書を発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

納付書払または口座振替払(普通徴収)の方には7月15日の発送、年金天引き(特別徴収)の方には8月1日の発送になります。納付書払の方は納期内納付を、口座振替の方は口座残高の確認をお願いします。

●平成28年度後期高齢者医療保険料の決まり方

年保険料額(賦課限度額57万円) =

均等割額(43,200円) + 所得割額(※賦課のもととなる所得金額×8.54%)

※賦課のもととなる所得金額：総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額

【均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が基準額を超えない場合、軽減されます。

軽減割合	基準額
9割軽減(注)	33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員がその他に各種所得がなく年金収入80万円以下
8.5割軽減(注)	33万円
5割軽減	33万円 + 26万5千円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 48万円 × 被保険者数

(注) 本来は7割軽減ですが、平成28年度も特例措置により9割軽減、8.5割軽減となります。

【所得割額の軽減】

特例措置として、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

平成28年度も特例措置として均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。

●健康診査・歯科健康診査について

対象の方には、5月末に受診券を郵送しています。

年に1回、無料で受診できますのでこの機会にぜひご利用ください。

■問合せ = 後期高齢者医療制度の資格・給付・保険料計算・健康診査・歯科健康診査について

いきいき高齢課 ☎(20)3021

後期高齢者医療制度の口座振替・納付について…介護保険課 ☎(20)3022

